

答 申

第1 審査会の結論

岡山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、公文書一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成20年9月3日、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇署〇〇の〇〇容疑事件にかかる懲戒処分に関する一切の文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、〇〇警察署〇〇（以下「被処分者」という。）の懲戒処分に関する「①懲戒審査要求書及び同起案書、申立書、身上調査書、規律違反調査報告書、懲戒審査事由報告書及び同起案書、書面審査申立書、勧告書及び同起案書、岡山県警察職員懲戒審査委員会会議記録、〇〇事案の発生について及び同起案書、〇〇事案の処分予定について及び同起案書、〇〇事案の処分結果について、非違行為報告書及び同起案書、懲戒処分記録票、懲戒処分表」及び「②始末書、事情聴取書」を特定した上で、公文書①は条例第7条第2号、第7条第4号、第7条第6号に該当する情報が含まれていることを理由として、実施機関が公表していないこれら情報が記録された部分を除いて開示する公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、また、公文書②は、条例第7条第2号、第7条第6号に該当するとして、公文書非開示決定を行い、平成20年9月11日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、平成20年10月6日付けで、実施機関の上級行政庁である岡山県公安委員会に対して審査請求を行った。
- 4 岡山県公安委員会は、条例第17条の規定により、平成20年10月10日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求の対象とされた公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、被処分者の生年月日及び起案者の内線番号の開示決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 年齢の起算は生年月日によるものであり、年齢と生年月日は一体であることから生年月日を個人情報として秘匿する実益は認められない。当該職員の年齢を公表していることから、「年齢＝生年月日」の等式が成り立つか否かを本件の争点とする。
- (2) 年齢の起算は生年月日によるものであり、年齢と生年月日は一体のものであることから、年齢を開示する一方で生年月日を非開示とするのはナンセンスであり、生年月日の開示によって年齢の正確性が立証されるものである。
- (3) 警察電話の内線番号は、特定の相手方のみ連絡手段として通知している業務態様をみれば、内部管理情報ではなく、連絡の便宜に資するものであり、相手方に通知することにより、不特定多数の相手方に広く知れ渡ることを容認している。また、内線番号は、公文書一部開示決定通知書に記載されており、外部用に常用する封筒にも記載する欄があることから、他の行政機関、民間企業と同様に連絡に配慮していることは周知の事実であるから開示すべきである。
- (4) 起案書は事実行為の単なる発生報告を内容とするものであり、メディアの報道もあることから、ことさら、起案者に対する業務妨害を目的とした架電が頻発するとは考え難いため、内線番号を開示しても適正な監察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求の対象となった公文書

- (1) 審査請求の対象となった公文書は、被処分者の生年月日が記載された「身上調査書」、「規律違反調査報告書」、「懲戒審査事由報告書」、「〇〇事案の発生について」、「〇〇事案の処分予定について」、「〇〇事案の処分結果について」、「非違行為報告書」及び「懲戒処分記録票」並びに警察電話の内線番号が記載された「起案書」（以下「本件対象公文書」という。）である。
- (2) 本件対象公文書は、懲戒処分を受けた職員の身分取扱い上の処遇に関する情報が記載されていることから、個人の資質、人格又は名誉に密接に関わる職員固有の情報でもあり、本人としては、これを他人に知られたくないと望むのが通例である。

2 一部開示決定の理由

本件対象公文書は、特定警察職員に対して行った懲戒処分に関する文書であり、当該文書の存在を答えることは、特定警察職員の懲戒処分の有無を開示することとなり、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することとなる。

しかし、被処分者の処分状況については、開示請求があった時点で、実施機関が被処分者の所属、階級、氏名、年齢、事案の概要及び処分内容を報道機関に発表して間がない状況であったものであり、条例第7条第2号ただし書は、慣行として公にされ、

又は公にすることが予定されている情報については開示することを定めていることから、非開示情報のうち実施機関が公表した情報を開示とする一部開示決定をしたものである。

(1) 被処分者の生年月日

被処分者の生年月日は「身上調査書」、「規律違反調査報告書」、「懲戒審査事由報告書」、「〇〇事案の発生について」、「〇〇事案の処分予定について」、「〇〇事案の処分結果について」、「非違行為報告書」及び「懲戒処分記録票」に被処分者を特定する情報として記載されている。

ア 生年月日の条例第7条第2号該当性

生年月日は、被処分者を特定する要素であり、他の情報と結びつくことにより個人のプライバシーがことさらに識別される情報であり非開示情報である。

イ 条例第7条第2号ただし書イの該当性

生年月日については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないものである。

ウ 条例第7条第2号ただし書ロの該当性

生年月日については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、個人情報に公にすることの必要性及び正当性は見当たらず、公にすることが必要であると認められる情報には該当しないものである。

エ 条例第7条第2号ただし書ハの該当性

警察職員であった被処分者が懲戒処分を受けることは、当該職員に担任された職務遂行の内容に係る情報とは認められず、生年月日は同号ただし書ハには該当しないものである。

オ 生年月日の条例第9条該当性

生年月日は、条例第7条第2号の個人情報に該当する上、条例第9条の規定による、非開示に該当する情報を開示することが求められる、公益上特に必要があるとは認められないものである。

以上のことから、被処分者の生年月日は、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハに該当しないこと、また、条例第9条により、裁量的開示すべきものに該当しないことから個人情報として非開示としたものである。

(2) 起案書に記載された内線番号

本件対象公文書の起案書に記載された内線番号は、特定警察職員に対して行った懲戒処分に関する文書を起案するにあたり、起案書を作成した職員が使用する警察電話の内線番号であり、起案書の起案者の下欄に記載されている。

ア 内線番号

当該内線番号は、警察内部における連絡手段として一般回線とは全く別の専用回線で運用されている警察電話の内線番号であり、一般に公表していないものである。また、警察電話は、あらゆる警察事象に即応するため、通常業務における必要な連絡はもちろん突発事案への対応等適正な通信事務を確保する必要がある。

イ 内線番号の記載及び封筒の内線番号欄

公文書一部開示決定通知書に担当係の内線番号を記載し、封筒に内線番号欄を

設けているが、これは特定の相手方のみ連絡手段として担当者の内線番号を個別に通知しているものであって、不特定多数の者に各警察職員が使用する内線番号を公表することを目的として記載しているものではない。

本件対象公文書の起案書に記載された内線番号は、監察係担当補佐が懲戒処分に係る各種手続きの過程で作成した文書の決裁関係者に対する事務連絡上の利便のためだけに記載しているものであり、部内外に公表することを前提としているものではない。

ウ 内線番号を開示した場合の具体的支障

非開示とした内線番号は、監察係担当補佐に割り当てられた内線番号である。

監察係は、所属における服務の実態及び業務運営の実態の把握による非違事案の未然防止対策及び職員の規律違反が判明した場合の事実調査と規律違反が特定された場合の懲戒手続き等の業務を行っている。

内線番号を開示することは、不特定多数の者に内線番号を知らしめることとなり、特定の意図を持った者から監察業務の妨害を目的として監察担当補佐の内線番号に対する嫌がらせの架電を受けるなど業務の停滞に繋がり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等が遅れることによって、未然に防ぐことのできた非違事案・受傷事故の発生を招き、本来監察課が行う業務及び警察業務に支障を及ぼすおそれがある。

エ 内線番号の条例第7条第6号の該当性

本件対象公文書の起案書に記載された内線番号は、起案者の業務の妨害等を目的とした架電等によって適正な監察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示としたものである。

以上のことから、起案書に記載された内線番号は、条例第7条第6号に該当することから、行政執行情報として非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、被処分者の生年月日が記載された「身上調査書」、「規律違反調査報告書」、「懲戒審査事由報告書」、「〇〇事案の発生について」、「〇〇事案の処分予定について」、「〇〇事案の処分結果について」、「非違行為報告書」及び「懲戒処分記録票」並びに警察電話の内線番号が記載された「起案書」である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

(1) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として非開示とすることを定め、その上で、ただし書により、

- イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び地方公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分を例外的開示事項として列挙している。

また、条例第3条において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができることを定めている。

(3) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを原則非開示とすることを定めている。

3 一部開示決定について

本件懲戒処分は、被処分者の処分状況について、実施機関が被処分者の所属、階級、氏名、年齢、事案の概要及び処分内容を報道機関に発表している。

本件開示請求について、実施機関は、報道機関への発表から間がなく審査請求人から公文書の開示請求がなされたため、本来、特定警察職員に対する懲戒処分の有無、本件対象公文書に記載された被処分者の所属、階級、氏名、年齢、事案の概要及び処分内容については個人に関する情報として保護されるべき情報ではあるが、開示請求があった時点で報道発表から相当な期間が経過していないという事情から、条例第7条第2号ただし書の規定に基づき、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するものと判断して、報道発表された範囲内で一部開示したものであると述べている。

4 非開示情報該当性の具体的検討

実施機関が非開示とした情報が条例に定める非開示情報に該当するか否かを検討する。

(1) 被処分者の生年月日

被処分者の生年月日は「身上調査書」、「規律違反調査報告書」、「懲戒審査事由報告書」、「〇〇事案の発生について」、「〇〇事案の処分予定について」、「〇〇事案の処分結果について」、「非違行為報告書」及び「懲戒処分記録票」に被処分者を特定する情報として記載されている。

本件対象公文書に記載された被処分者の所属、階級、氏名、年齢及び生年月日等については、条例第7条第2号本文の「個人に関する情報」に該当すると認められる。しかし、実施機関は、開示請求があった時点で報道発表から相当な期間が経過していないという事情から、条例第7条第2号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして、報道発表の範囲内において情報を開示しているものと認められる。

審査請求人は、年齢を公表していることについて、「年齢の起算は生年月日によるものであり、年齢と生年月日は一体のものであることから、ことさら、生年月日を個人情報として秘匿する実益は認められない。生年月日の開示によって年齢の正確性が立証されるものである。」と主張している。しかし、被処分者の年齢は、上述のとおり条例第7条第2号ただし書イの「慣行として公にされている情報」に該当するのに対し、被処分者の生年月日は報道発表で公にされておらず、公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当するものではない。また、同号ただし書ロ又はハにも該当しないので、同条第2号本文の規定により非開示情報に該当する。さらに、被処分者の生年月日を開示することが、条例第9条の規定するところの、非開示情報を開示することについて「公益上特に必要があるとき」に該当するものとも認められない。

以上のことから、被処分者の生年月日は、それ自体が保護に値する個人情報として、条例第7条第2号に該当し非開示とすることが妥当である。

(2) 起案書に記載された警察電話の内線番号

本件対象公文書の起案書に記載された内線番号は、特定警察職員に対して行った懲戒処分に関する文書を起案するにあたり、起案書を作成した職員が使用する警察電話の内線番号であり、起案書の起案者の下欄に記載されている。

起案書に記載された内線番号は、監察係担当補佐が懲戒処分に係る各種手続きの過程で作成した文書の決裁関係者に対する事務連絡上の利便のために記載しているものであり、警察内部における連絡手段として一般回線とは全く別の専用回線で運用されている警察電話の内線番号である。そして、警察電話の内線番号は、一般に公表されておらず、警察外の関係者に内線番号を知らせる場合は、業務担当者が必要に応じ対象者に口頭や名刺の交付、通知書等への記載により個別に通知していることから、不特定多数の者への公表を前提としているものではないと認められる。また、警察電話は、あらゆる警察事象に即応するため、通常業務における必要な連絡はもちろん、突発事案への対応等適正な通信事務を確保する必要があるという特殊性が認められる。

警察業務は、被疑者及び関係者からの反発や反感を招くおそれが高く、その中でも監察部門は監察対象者等からの反発や反感を招くおそれがあり、本件内線番号を

開示することは、特定の意図を持った者から監察業務の妨害を目的として当該内線番号に対する嫌がらせの架電を受けるなど業務の停滞に繋がり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、監察業務及び警察業務に支障を及ぼすおそれがあること等の事情が認められる。

以上のことから、警察電話の内線番号については、公にすることにより、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当し非開示とすることが妥当である。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を条例第7条第2号、第7条第6号に該当するものとして非開示とした処分については、妥当である。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年10月10日	審査庁から諮問を受けた。
平成20年11月21日	審査庁から非開示理由説明書が提出された。
平成20年12月25日	審査請求人から意見書が提出された。
平成21年 1月30日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成21年 3月11日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成21年 4月24日 (審査会第3回目)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
平成21年 5月22日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成21年 6月26日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成21年 7月31日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成21年 9月14日	審査庁に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	
森 義 郎	岡山県農業信用基金協会 専務理事	
藤 田 奈 美	弁護士	